

# 計算鑑定人制度の概要と事例

## <はじめに>

「計算鑑定人制度」。未だ耳慣れない言葉であろうとお察しするが、訴訟における重要な役割を担う専門家の地位としてこの制度が法律上新設されてから、すでに12年が経った。

今回はこの制度導入時に、初代計算鑑定人として東京地方裁判所から指名され、それ以降これまで計算鑑定の実務に携わってきた者として、その概要と手続、事例についてご紹介させて頂く。

## <計算鑑定人制度>

「計算鑑定人制度」は、平成11年、訴訟における審理、裁判において、立証責任の軽減を目的として導入された制度である。(特許法第105条の2)

すなわち、知的財産権の侵害による損害額の立証のために、裁判所が会計の知識を持った専門家を計算鑑定人として選任し、計算鑑定人は、被告の提出した帳簿類などを分析して、侵害額等を公正に計算し、裁判官を補助する役割を担う。手続としては、裁判所が鑑定を命じた事項「計算鑑定事項(詳細は後述)」について、計算鑑定人が専門的知識に基づいて「計算鑑定書」(詳細は後述)を作成し、裁判官は、この計算鑑定書を、知的財産権の侵害による損害額に関する心証形成に利用する。つまり、特許権などの知的財産について、その権利を侵害されたことによる損害を被った場合など、その損害額の算定に、計算鑑定が重要な利害調整機能を担うこととなる。

## <計算鑑定人に求められる資質と義務>

さてこのように、審理において重要な役割を担う計算鑑定人には、計算鑑定分野において特別の学識経験を有している必要があることはもちろん、裁判上の人的証拠、かつ裁判官の補助者であるという要請にこたえなければならない。よって、優れた見識、独立性、正当な注意義務、守秘義務を保持しなければならないとされている。また、計算鑑定を経済的、効率的かつ効果的に実施するために、裁判所からの指示を十分に理解し、緊密な連絡を保ち、必要な状況報告を遅滞なく、かつ頻繁に裁判所に行く。また、計算鑑定人は、民事訴訟法上一般的な鑑定義務を負っているため、原則として選任は拒絶できず、途中の辞任もできない。



### <計算鑑定事項とは？>

裁判所が計算鑑定人に対して、鑑定を命ずる計算鑑定事項は、一般に、当該裁判において、特許権を侵害した原因とされている特定商品の売上高や限界利益などが対象となる。

また、当該商品の仕入や販売に関する価格・数量、利益率なども鑑定事項とされることもある。計算鑑定人の鑑定意見は、裁判官の心証形成のための判断材料となるため、この損害額を特定できる数値等が鑑定事項とされる。

### <計算鑑定書>

計算鑑定人は、計算鑑定で実施した手続、それによって得られた結論、結論に至った判断過程、鑑定事項に対する自らの意見を、計算鑑定事項としてまとめる。基本的に、計算鑑定事項は書面で報告することとなっている。記載の順序としては、まず冒頭に計算鑑定事項に対する結論(損害額など)が記載され、その後にその結論の算出根拠を述べる、という形式をとる。計算鑑定人には、前述のとおり裁判所との緊密な連絡が求められているが、鑑定書の記載内容については、計算鑑定人自身の判断に基づいて行われなければならない。

また、鑑定書内には、必然的に調査対象となった会社の情報が記載されることもあるため、企業の機密情報についての記載には留意を要する。計算鑑定人により作成された計算鑑定書の内容は、審判の途中で被告、原告双方に公表される。そのため、同業他社同士が争っている裁判などの場合、他社に漏れると著しく利益が害されるような情報は、記載方法の検討に特に留意を要することとなる。ただし、計算鑑定上どうしても説明が必要であるが、記載をすべきでない事項などは、口頭にて報告されることもある。

### <計算鑑定業務の流れ>

計算鑑定人は、知的財産権の侵害に関する訴訟において当事者の申し立てにより、裁判所が必要と認めたときに、予め計算鑑定人として登録されている公認会計士の中から、裁判所によって選任される。

#### 【初回顔合わせ】

選任される予定の計算鑑定人は、最初の顔合わせとして裁判所に出向き、裁判官から、原告、その代理人、被告、その代理人に紹介される。そこでは裁判官より、当該事案の計算鑑定人として、この公認会計士が選定される旨の正式報告がなされる。また、この際、調査対象会社への大まかな訪問予定などの取り決めがなされ



る。

この顔合わせでは、原告、被告から、計算鑑定人に対し特別な質問があれば口頭でなされることとなる。また、逆に計算鑑定人から、原告、被告に対し質問することも可能である。しかし、実際は顔合わせ当日にはじめて、事案の内容が計算鑑定人に知らされるので、内容について深い質問は出来ないことが多い。

#### 【宣誓書の捺印】

その後、裁判所から、「良心に従って誠実に鑑定することを誓います」と記述された宣誓書が送付されてくる。計算鑑定人は、それに署名、捺印し返送する。

#### 【採用決定通知書】

裁判所から、採用決定通知書が送付される。その書面には、鑑定人として決定された旨、鑑定事項、留意事項が記載されている。また、添付資料として、事案調査に必要な資料なども郵送される。

#### 【実施調査】

現場での調査の前に、調査対象会社代理人に対し、調査に必要な資料を要求する。

現場調査進捗段階で、必要に応じて裁判所へ報告を行う。

#### 【計算鑑定書の作成】

計算鑑定人マニュアル(平成 16 年 公認会計士協会作成)の計算鑑定書雛型を利用し、その形式に沿って鑑定書を作成する。

通常は

第 1、計算鑑定事項

第 2 計算鑑定結果

第 3 鑑定事項計算書(結果に至った理由)

第 4 補足的説明事項

という順序で記載していく。

#### 【裁判所への報告】

作成した計算鑑定書を、ドラフトとして裁判所へ送付する。その鑑定書について不明点があれば、裁判官から計算鑑定人に対して質問がある。質問に対しては、口頭の回答で終了することもあれば、追加的な作業(追加調査、鑑定書の加筆修正など)が発生する場合もある。



#### 【計算鑑定書の提出】

計算鑑定人が仕上げた計算鑑定書は、裁判所が当該鑑定書を正本として受領する場合、その旨の連絡があり、その写しが原告、被告双方に配布されることとなる。

#### 【計算鑑定書の採用】

計算鑑定書が両当事者に配布された後、裁判官、計算鑑定人、原告、その代理人、被告、その代理人が一同に会し面談する機会が設けられ、原告、被告側から質疑応答がなされる。

計算鑑定人は、その質問に対し、鑑定結果に沿って基本的に口頭で回答する。

その後、裁判官は、その計算鑑定書を証拠として採用することを告知する。

#### 【計算鑑定業務の終了】

当該事案の判決が確定し、計算鑑定業務が完了する。

#### <訴訟会計等との違い>

裁判上の立証を補足するものとして、訴訟会計という分野がある。一般に訴訟会計とは、経済的損失額、株価の評価、業務上過失及び関連する法令違反、不正に関して財務調査を行い、会計的見地からクライアントを支援し助言すること、そして、分析結果を紛争処理、または訴訟の目的で発表し、証拠として提出することをいう。諸外国の事例では、会計専門家が、弁護士同様、法廷にて、代理人として意見を述べるケースもある。

計算鑑定制度と訴訟会計の大きな違いは、訴訟会計は当事者の一方からの依頼に基づいて、その当事者の立証を助けるものであるのに対して、計算鑑定制度は、被告や原告のどちら側の立場でもない、両当事者から独立した公正中立の立場であり、裁判官を補助するためのものだということである。そのために計算鑑定人は、裁判所からの選任となる。

#### <不動産鑑定評価との違い>

裁判上の不動産評価について、原告、被告の意見が相違する場合、原告、被告双方から、不動産鑑定評価書が提出される。更に裁判所も必要に応じて、独自に不動産鑑定書を手に入ると、結果として 3 つの不動産鑑定評価書が、裁判上存在することになり、そこから、あるべき評価を再度模索することになる。

一方、計算鑑定の場合は、原告被告双方から独立した計算鑑定人が提出した鑑定書 1 つで双方の合意を得ることを目的としており、この1つの計算鑑定書により、



双方の利害調整機能を担うことができる。

### <財務諸表監査との違い>

公認会計士による財務諸表監査は、経営者によって作成された財務諸表に、重要な虚偽の表示が存在しないことについて、意見を表明するものである。すなわち、公認会計士が投資家に対して、経営者が作成した財務諸表が適正である旨の信頼性を付与することを目的としたのが財務諸表監査である。

財務諸表監査には、「経営者が財務諸表を作成すること」、「適正性を比較する基準(会計基準)が存在すること」、「財務諸表の全体を対象として監査が実施されること」「監査基準が存在すること」が特徴として挙げられる。

一方、計算鑑定制度については、財務諸表全体を見る財務諸表監査と異なり、鑑定の対象となる事項は鑑定事項に限られている。平成16年1月に日本公認会計士協会より、「計算鑑定人マニュアル」が公表されているが、これ以外の基準等は規定されてはいない。

計算鑑定では、例えば、売上高のみなど、特定の項目のみが計算鑑定の対象とされる点で財務諸表監査と異なる点といえる。また、鑑定事項に関する数値等は与えられるものでもなく、計算鑑定人が自ら算定することが大きな特徴となる。

また、計算鑑定の対象となる会社は、金融商品取引法や会社法による法定監査が義務付けられる上場会社や会社法上の大会社のみならず、すべての企業等が対象となる可能性があり、また、対象となる期間も年や月などの区切りの良いものとは限らない。

特に大きな違いは、財務諸表監査における「適正」のようなものではなく、鑑定事項が売上高であるならば、鑑定対象期間の売上高は×××円とのように、鑑定人自ら鑑定業務の結果、心証を得た数値そのものを鑑定結果として表明しなければならない点にある。

また、財務諸表監査では、意見形成のための基礎が得られない場合には、意見を表明しないことが可能であるが、一方、計算鑑定においては、計算鑑定制度の目的から、計算鑑定人による意見の不表明は前提とされておらず、必ず鑑定結果を報告することになる。

### <事例紹介>

それでは、私が経験した計算鑑定実務の中から、ひとつ事例として紹介させて頂く。ここでは、細かい作業については割愛し、大きなポイントのみを例として記載する。また、守秘義務に反しない範囲での説明となることを予めご了承願いたい。

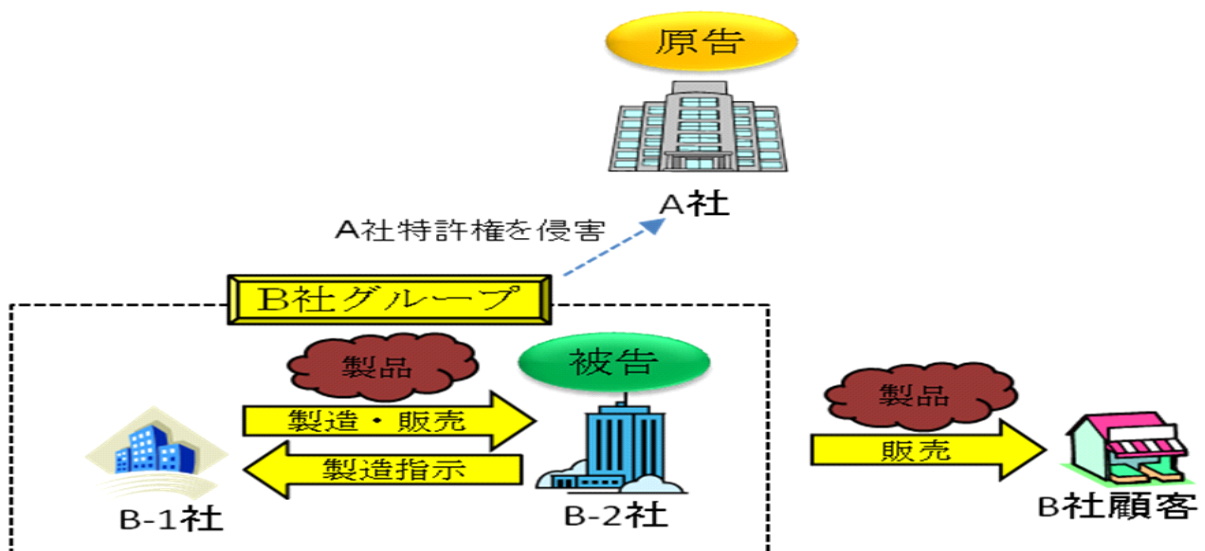




## 【事案】

医療器具の特許権侵害を問われた訴訟。原告と被告は、原告側が特許を所有する商品を無許可で製造、販売しており、特許権侵害について数年間争っていた。審理の過程で、被告が、特許権侵害の存在については認めることとなったので、争点は、原告の損害額はいくらか、ということであった。判決に至るためには、第三者による正当な侵害額の算定が必要だということで、計算鑑定人が選定された。

鑑定事項は、特許権を侵害した原因とされている特定商品(以下対象商品という)の売上額であった。つまり、今回の事案においては、特許権侵害による損害額は、特許権使用料として対象商品の売上高を基礎として算定される。(具体的には、売上金額に一定の料率を掛けて算定する)よって、対象商品の売上高が算定されれば、自動的に特許権侵害による損害額も決定されることとなるので、対象商品売上高が鑑定事項とされたのである。



## 【背景と争点】

被告であるB社グループの子会社(B-1社)が対象商品を製造し、親会社(B-2社)が、B-1社から対象商品を仕入れ、顧客に販売していた。原告(A社)はB社の競合他社であり、類似の製品をB社より以前から製造、販売していた。

A社は対象商品の特許権を所有していたため、B社グループを特許権侵害で訴えていた。

対象商品の売上高が、損害額の算定基礎数値となるため、A社としては、売上高

を高く主張し、B社グループは低く主張したい、という事情があった。

なお、計算鑑定時点では、B社グループによる対象商品の製造、販売はすでに終了していた。

#### 【実施した調査①・・・開示された資料と販売データの整合性の検証】

鑑定対象期間は、対象商品の販売開始から、在庫の販売終了時点までであった。  
(このケースでは5年程度)

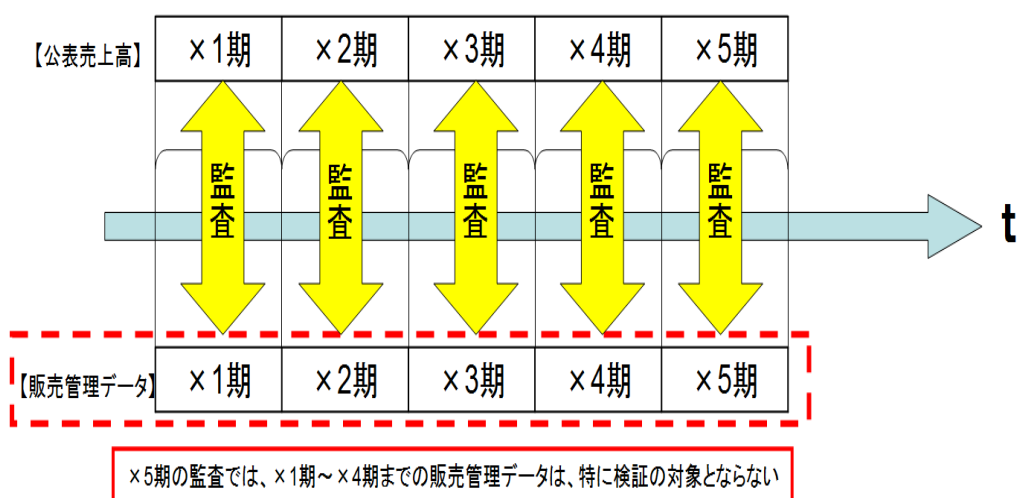
この期間の対象商品売上累計金額を算出する方法としては、売上入力後の原始的な記録となるB社の販売管理データから、鑑定対象商品だけを抜き出して再集計する方法をとった。

なぜなら、B社においては、製品郡ごとの売上集計はなされていたものの、その製品郡の中に複数存在する個別商品ごとの集計は行われていなかったためである。

また我々は、この再集計とは別に、販売管理データの真実性や、改ざんの可能性、誤謬集計(意図せざるエラー)の可能性などを確認する必要がある、この鑑定作業の大部分は、これらの検証に費やされる必要があった。

まず、我々が算出に使用した販売管理データの売上高合計が、開示されている過去各年の有価証券報告書等の数値と合致し、整合性があることを確認することで、その販売管理データが改ざんされていないことを検証した。

ではなぜ各年の財務諸表の数値とデータの合致を確認する必要があったのか。



今回は、調査対象が上場企業であって、対象期間に公表される財務諸表の売上高に関して監査が行われていた。しかし、その基となる販売管理データを、過去に遡及して監査をすることはない。つまり、監査は、その年々の公表される売上高と販売管理データが対象とされる。例えば、×1 期においては、×1 期の販売管理データと×1 期の公表売上高が検証の対象であり、×2 期においては、×2 期の販売管理データと×2 期の公表売上高が検証の対象となる。

言いかえると、×2 期においては、×2 期の販売管理データと×2 期の公表売上高が検証の対象となるのみで、監査が終了した×1 期の販売管理データが改ざんされていたとしても、×2 期以降の監査において、過去の情報である×1 期の販売管理データは監査検証の対象とはならないことになる。そのため、過去に監査法人の財務諸表監査を受けていたとしても、今手元にある販売管理データをそのまま信頼することはできない。よって、過去に開示した数値と販売データの合致を各年ごとに確認する必要があった。

今回の被告会社は上場企業であったため、監査法人による会計監査済みの各年の有価証券報告書の数値を利用することが出来た。しかし、もし調査対象会社が非上場企業であるなど、開示資料の信憑性に担保がない場合は、他の関連する科目との比率の検証や、関係者への詳細なヒアリングや取引先への質問状など、より多方面からの検証が必要となるであろう。

#### 【実施した調査②・・・取引発生後のデータ改ざん可能性の検証】

次にデータ集計のプロセスが妥当であったか否か、つまり不正や誤謬発生の可能性はなかったかを確認する必要があった。

##### 1)システム操作権限者、運用の確認

まず、ひとつの側面として、システムを操作できる人間は限定されているか、つまり、システム管理上、ある一定の権限の者に対してのみ、特別な修正が可能のように、システム設計をしているかどうか確認した。次に、その特別な権限を有するシステムユーザーによる操作の範囲を確認し、権限者が、データ修正を試みて、売上削除等の特別な操作が可能であることを確認した。実際はこの会社のケースでは、月次決算確定後は売上削除等の操作はできないシステムであることを確認した。

続いて、過去の修正記録である修正ログの確認をした。ここには、過去の修正が網羅的に記録されていた。売上に関する検証した修正ログの中身は、入力ミス等の修正等のみであり、意図的な改ざんのログは残っていなかった。

また、ここでは詳細な記述は省略するが、販売記録に関する内部統制システム





の評価を行い、業務フローが適切であるかなどの確認も行った。

## 2)品番、品目コードの変更の有無の確認

鑑定対象商品の品目コードの使用状況が妥当であるかを検証した。なぜなら、数字自体を改ざんしていなくても、対象商品の品目コードを変更したり、他の品目に混ぜ合わせたり(セット販売等)することで、売上金額を減少させることも可能だからである。

具体的には、イレギュラーなコードの有無を検証するために、品目マスタを入手し、対象商品の品目コードを特定した。それ以外の品目コードには鑑定対象商品が含まれていないことを確認した。鑑定対象商品を別の商品と混ぜて販売するようなセット販売については、そのような販売形態がないことを確認した。

## 3)子会社の製造数量と親会社の仕入れ、販売数量の整合性の検証

この事例では、被告であるB社グループの子会社(B-1社)が対象商品を製造し、親会社(B-2社)が、B-1社から対象商品を100%仕入れ、それを外部顧客に販売していた。従って、これらの数量については、理論的に整合しなければならない。

この検証を行うために、まずB-1社の鑑定対象期間の全ての製造数量データを入手し、これをB-2社の仕入れデータと突合した。次に、この仕入れ全数量と、外部顧客への全販売数量を突合した。この結果、数値は基本的に整合し、発生していた僅かな差異は、たな卸し減耗等であり、理論的に妥当な数値であった。

## 【まとめ】

計算鑑定事項として求められる数値字体は、販売管理データを集計することで算定は可能であった。しかし、このデータの真実性や、改ざんの可能性、誤謬集計(意図せざるエラー)の可能性などを確認する必要があるため、鑑定作業の大部分は、これらの検証に費やされた。

これらの事項について、異常が存在しないと判断されてようやく、販売管理データから再集計して計算される鑑定対象品の売上金額が、結論として述べられるのであって、計算鑑定は、単に数値を集計することではない。この周辺部分の確認作業が、計算鑑定の信憑性を左右するもっとも重要な部分であり、この部分がまさに計算鑑定制度の核となる部分である。

## <終わりに>

計算鑑定制度は、公認会計士等の会計の専門家が、社会に貢献するひとつの方法である。社会から寄せられる期待に対して、我々は、専門家として日々研鑽を重



ね応えていくとともに、もっとこの制度が世に広く知れ渡り、裁判上での利害調整機能に効率的、有効的に活用されていくことを切望している。

